

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられ、地方消費税率についても100分の25（消費税5%のうち1%）から63分の17（消費税8%のうち1.7%）に引き上げられました。また、令和元年10月1日より消費税率が10%へ引き上げられ、地方消費税率についても78分の22（消費税10%のうち2.2%（標準税率）1.76%（軽減税率））へ引き上げられました。

これに伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充当します。

## 歳入歳出予算

## 歳入

(単位：千円)

予算科目			内容	決算額
7款 地方消費税 交付金	1項 地方消費税 交付金	1目 地方消費税交付金	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	453,730
計				453,730

## 歳出

(単位：千円)

予算科目			事業費	財源内訳			地方消費税交 付金(社会保 障財源化分) 充当可能経費
				国県支出金	その他	一般財源	
3款 民生費	1項 社会福祉費	1目 社会福祉総務費	242,205	98,750		143,455	143,455
		4目 障害者福祉費	146,196	25,776	15,977	104,443	104,443
		5目 老人福祉費	918,869	101,570	23,254	794,045	794,045
		7目 障害者自立支援費	560,131	434,014		126,117	126,117
	2項 児童福祉費	2目 児童手当費	576,865	491,429		85,436	85,436
		3目 母子福祉費	235,022	51,677	18,437	164,908	164,908
		7目 児童発達支援費	162,119	113,398		48,721	48,721
4款 衛生費	1項 保健衛生費	2目 予防費	6,113	421		5,692	5,692
計			2,847,520	1,317,035	57,668	1,472,817	1,472,817

※ 歳出事業費は扶助費、繰出金に要する経費